

鳥インフルエンザのシーズンに入りました 制限区域内に入った農場から出荷される卵の流通について

県内で鳥インフルエンザが発生した場合、発生農場を中心として卵等の出荷が制限される区域(制限区域)が設定されます。

制限の内容は発生農場からの距離にもよりますが、おおよそ下表のとおりです。

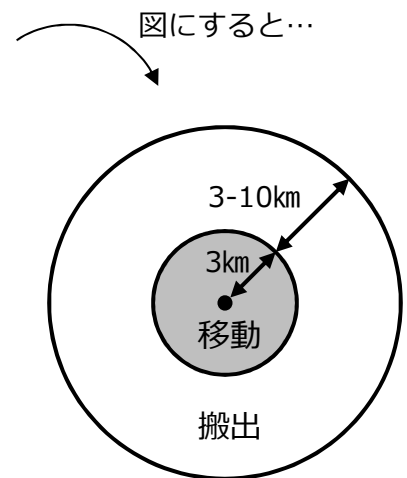
制限区域内に入った農場の卵等の出荷はいったん制限されますが、一定の条件を満たしていれば、国との協議のうえ、制限期間中であっても流通することができます。

また、制限区域内については制限期間中、GPセンター(卵選別包装施設)で消毒された卵の流通は制限されませんが、農場から直接直売所などに出荷する場合は、農場で卵を消毒することが義務付けられます。

以上のことから、制限期間中に制限区域内の農場から、国との協議のうえ出荷された卵は安心して召し上がっていただけます。また、卵や鶏肉を食べて、人が鳥インフルエンザウイルスに感染した事例はありません。

<高病原性鳥インフルエンザの場合>

	移動制限区域	搬出制限区域
制限の内容	区域内での卵等の移動及び区域外への移動が制限されます	区域内での卵等の移動は制限されませんが、区域外への搬出が制限されます
範囲	発生農場から3km以内	発生農場から3~10km
制限期間	約24日間	約17日間



ご不明な点等がございましたらお問い合わせください
東部家畜保健衛生所 Tel.0475-52-4101 Fax.0475-52-3335
 ※夜間・休日は転送されますので、必ず5回以上コールしてください